

## (案)

### 横浜市 事業者の分別排出等の違反に係る行政指導指針及び不利益処分の基準

#### 第1章 総則

##### (目的)

第1条 この行政指導指針及び不利益処分基準（以下「本指針等」という。）は、横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（平成4年条例第44号。以下「条例」という。）第25条の3の規定に違反し、廃棄物を排出する事業者に対して行う行政指導、及び不利益処分について、横浜市行政手続条例（平成7年条例第15号。以下「手続条例」という。）第12条第1項及び第35条の趣旨を踏まえ、裁量の公正かつ適切な行使を確保し、透明性の向上を図ることを目的とする。

##### (定義)

第2条 本指針等における用語の意義は、条例及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。）に規定するもののほか、次の各号に定めるところによる。

##### (1) 行政指導

事業者による条例第25条の3の規定に違反し、廃棄物を排出する事業者に対して行う行政指導

##### (2) 不利益処分

ア 条例第25条の3の3第3項の規定に基づく命令（以下「命令」という。）

イ 条例第25条の3の4の規定に基づく市の処理施設への事業系廃棄物の受入拒否（以下「受入拒否」という。）

ウ 条例第53条第3項の規定に基づく過料の徴収（以下「過料の徴収」という。）

##### (3) 分別基準

横浜市一般廃棄物処理実施計画に定める分別の区分及び排出方法

##### (本指針等の位置付け)

第3条 本指針等は、第2章に定める行政指導指針については、標準的な考え方及び運用の方向性を示すものとし、第3章に定める不利益処分の基準については、不利益処分の要否を判断するための基準を示すものとする。

ただし、具体的事案の内容等により、本指針等によることが適当でない場合には、条例及び関係法令の趣旨を踏まえ、個別に判断することを妨げるものではない。

## (案)

### 第2章 行政指導指針

(行政指導を行う場合の判断要素)

第4条 行政指導を行うかどうか及びその内容を検討するに当たっては、次に掲げる事項を総合的に勘案するものとする。

- (1) 条例に違反するおそれの内容及び程度
- (2) 横浜市の処理施設の運転又は処理業務への支障の有無及びその程度
- (3) 事業者の認識、対応状況及び是正の可能性
- (4) 過去における同一又は類似の行為の有無
- (5) その他行政指導として行うことが適当と認められる事情

(行政指導の段階)

第5条 行政指導は、原則として、次に掲げる段階を踏まえて行うものとする。

- (1) 口頭による指導
- (2) 文書による指導
- (3) 文書による勧告

2 前項第3号の勧告を受けた者が、同一又は類似の違反行為をしたと認められる場合には、条例第25条の3の3第2項の規定に基づき、当該事実を公表できるものとする。

(公表)

第6条 公表は、前条第1項第3号により交付した勧告書に記載された項目（氏名（法人の場合にあっては名称）、違反が認められた事実、勧告の内容）を、報道機関への情報提供、横浜市ホームページへの掲載、資源循環局事業系廃棄物対策課窓口での閲覧により行うものとする。

2 前項の公表を行う場合、市長は当該事業者の意見を聴取するため、手続条例第13条に準拠して、弁明の機会を付与することができるものとする。

### 第3章 不利益処分の基準

(不利益処分の種類)

第7条 条例に基づき行う不利益処分の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 命令
- (2) 受入拒否
- (3) 過料の徴収

(命令)

(案)

第8条 市長は、分別基準に適合しない事業系廃棄物の排出が認められた場合に、次の各号のいずれにも該当すると認められるときは、条例第25条の3の3第3項の規定に基づき、事業者に対し、期限を定めて、第5条第1項第3号の勧告に従うべきことを命ずることができる。

- (1) 第5条第1項第3号の勧告内容に従って改善が図られていないとき。
- (2) 第5条第2項による公表後に、同一又は類似の違反行為が認められたとき。

(受入拒否)

第9条 市長は、分別基準に適合しない事業系廃棄物の排出が認められた場合に、次の各号のいずれにも該当すると認められるときは、条例第25条の3の4の規定に基づき、事業者に対し、期間を定めて、その者が搬入する事業系廃棄物(その者が排出する事業系廃棄物に限る。)の受入を拒否することができる。

- (1) 第8条の命令を受けた事業者であるとき。
- (2) 分別基準に違反し、横浜市の処理施設に自ら搬入したとき。

2 受入拒否の期間は、原則として受入拒否の決定から1年以内とする。

(過料の徴収)

第10条 分別基準に適合しない事業系廃棄物の排出が認められた場合に、次の各号のいずれにも該当すると認められるときは、条例第53条第3項の規定に基づき、事業者に対し、2,000円以下の過料に処する。

- (1) 第8条の命令を受けた事業者であるとき。
- (2) 命令を受けた日から1年を経過していないとき。

(行政処分の手続き)

第11条 市長は、命令、受入拒否、過料の徴収を行う場合は、手続条例第13条に基づき、当該事業者に対して弁明の機会を付与する。

2 前項の規定は、手続条例第13条第2項各号のいずれかに該当する場合には適用しない。

(本指針等の公表)

第12条 この本指針等は、次に掲げる方法により公表するものとする。

- (1) 横浜市ホームページへの掲載
- (2) 横浜市資源循環局事業系廃棄物対策課における閲覧

附 則

本指針等は、令和 年 月 日より施行する。